■ 景観計画区域内行為届出書添付資料　景観配慮説明書（エリア別基準用）

○ エリア別基準（三河湾沿岸工業エリア）への対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 視点 | 地域らしい景観づくりのポイント | 具体的な景観配慮 |
| Ⅰ  地域の成り立ちを知る | 国際貿易港としての風格づくりに努める。 |  |
| 貴重な自然と周辺の田園環境を尊重するよう努める。 |  |
| Ⅱ  周辺を見渡す | ゆとりある敷地利用を図り、建築物や工作物はできるだけ、敷地境界から離すよう努める。 |  |
| 建築物や工作物が、道路等の公共空間から見えにくくなるよう、周囲の緑化に努める。 |  |
| 周辺の自然や農地、建築物等と調和する、穏やかな形態、意匠とする。大規模なものは、分棟化や視覚的な分節化等により、周辺に圧迫感や威圧感を与えないよう努める。 |  |
| 周辺の自然や農地、建築物等と調和する、穏やかな色彩とする。 |  |
| 周辺の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。 |  |
| Ⅲ  細部に目を向ける | 隣接する建築物や自然、農地と穏やかに調和するよう、建築物等の配置や外観、素材、緑化等の工夫に努める。 |  |
| 附属設備は道路等の公共空間から見えにくい位置に設けるよう努める。やむを得ない場合は、建築物等と調和した囲いの設置や緑化等により、目立たないよう努める。 |  |
| 駐車場や荷捌き場は、道路等の公共空間から目立たないよう努める。 |  |
| 既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。 |  |
| 適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の植栽など、地域の魅力向上に努める。 |  |